

第3回姫路市新型コロナウイルス感染症対策本部会議での指示事項

(令和2年4月13日)

4月7日に新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が行われてから、はや6日が経ちましたが、東京都をはじめ全国で感染者は、残念ながら増加を続けており、兵庫県においても感染者は4月12日現在で、375名となっております。

このような状況の中、昨日、井戸兵庫県知事が「新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応方針」を発表され、外出のさらなる自粛、医療体制の確保、休業要請の検討、兵庫県職員の在宅勤務の実施の検討や、県内経済団体・企業等への在宅勤務の一層の強化の要請について、強いメッセージを示されています。

また、兵庫県においては、本日、兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部を開催され、休業要請の対象や開始日時が決定されるものと聞き及んでおります。

本市におきましては、基本的に国・県から示された方針に従い、遅滞なく取り組み、迅速にできるものは、迅速に対応を行ってまいります。

市民の皆様には、自分の身を守るため、また大切な家族を守るためにも、今一度、自らの行動を見直し、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに居宅等から外出しないでください。帰省、旅行、会合や会食などは控えてください。

事業者におかれては、兵庫県の要請のとおり休業等への協力を全面的に示していただくようお願いいたします。

また、知事が示された「当面の対応方針」においては、県内の自治体に対しても、在宅勤務の一層の強化が要請されております。

国は、国民の接触機会について、極力8割程度の低減を目指すとしており専門家会議の答申もその通りであります。

兵庫県においては、職員の勤務シフトについて原則、7割削減を目指すとしており、本市としましては、在宅勤務等により、職員の勤務において、目標8割、7割削減の達成を実現すべく最善を尽くしてまいります。これらの最善策を取るには、各部局の協力が必要です。やむを得ず出勤者が多くなる所属においては、時差出勤を活用し、職員の重複出勤、通勤・帰宅時の混雑を避ける

こと。また、ソーシャルディスタンスが取れるよう、空いている会議室の活用やパーティションを設置するなど、感染予防について、最大限の取り組みを行ってください。窓口の対策についても、市民や職員の健康を守るためにも重要であるため対策を検討してください。

今後も、兵庫県と十分な連携を図りつつ、市民や事業者の皆様への周知などに全面的に支援、協力し、本市の取り組みを進めてまいります。

職員一人一人が意識を高め、そして職員が一丸となって感染の拡大防止に励み、一日も早くこの難局を乗り越え、平常の生活や業務に戻るよう、皆さんの協力を指示します。